

平成 3 1 年度予算要求における障がい児・者福祉施策関係の主な事業

| No | 課所名 | ページ番号 |
|----|----------|-------|
| 1 | 障がい福祉課 | 1 |
| 2 | 子ども発達支援課 | 18 |
| 3 | スポーツ課 | 23 |
| 4 | 特別支援教育課 | 26 |

1 障がい福祉課

1. 重度障がい児者支援事業

- (1) 令和元年度6月補正予算額：61,155千円（32,084千円増）
- (2) 平成30年度当初予算額：29,071千円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。

ア. 重度障がい児者日中支援事業

生活介護事業所・放課後デイ事業所において重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

イ. 重度障がい児者短期入所利用支援事業

短期入所事業所において重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、運営費を助成。

ウ. 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費を助成。

2. 障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業

- (1) 平成31年度当初予算額：12,244千円（285千円減）
- (2) 平成30年度当初予算額：12,529千円
- (3) 事業の概要

夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。（従前、「重度障がい児者支援事業」の細事業であった「重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業」を本事業に統合。）

ア. 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金

グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。

イ. 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業

グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。

3. 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 6,408 千円 (1,735 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 8,143 千円

(3) 事業の概要

障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的として、障害者支援施設等で新たに強度行動障がい者の支援を行う社会福祉法人等に対し、1 : 1 相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。

4. 腎臓病患者サポート事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 328 千円 (増減なし)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 328 千円

(3) 事業の概要

腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内各圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月 2 回程度の相談会を開催する。

5. 親亡き後の安心サポート体制構築事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 3,511 千円 (増減なし)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 3,511 千円

(3) 事業の概要

ア. 安心サポートファイルの普及

コーディネーターを配置し、各市町村内で普及を図っていただく普及員養成のための説明会を開催したり、障がい者の保護者、医療機関や学校などの関係機関に周知する取組を行う。

イ. 親亡き後に備えて必要とされる支援についての検討

「親亡き後」の問題に対応するにあたって、検討会を設置して障がい者の保護者の意見やニーズを把握し、具体的にどのような支援が必要とされているのか、調査研究する。

6. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 1,000 千円 (増減なし)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 1,000 千円

(3) 事業の概要

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。

ア. 自発的レク事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施

イ. 地域づくり交流促進事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施

7. 地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）

(1) 平成 31 年度当初予算額：4,662 千円（増減なし）

(2) 平成 30 年度当初予算額：4,662 千円

(3) 事業の概要

ア. 高次脳機能障がい者支援事業

・医療法人十字会野島病院に高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、相談支援コーディネーターを 1 名配置。医療・福祉の切れ目ない支援の強化と関係機関とのネットワークの充実、専門的な相談対応を実施

イ. 高次脳機能障がい支援連携強化事業

・市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等、高次脳機能障がいのある方の支援に関わる職員を対象に支援に関する事例研究発表・意見交換等を実施

8. 地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）

(1) 平成 31 年度当初予算額：12,543 千円（1,199 千円減）

(2) 平成 30 年度当初予算額：13,742 千円

(3) 事業の概要

障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のための施策を以下のとおり実施。

ア. 補助犬育成事業

補助犬を育成し貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。

イ. 障害者社会参加推進センター設置事業

障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。

ウ. 視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給

視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。

エ. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業

知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。

オ. 知的障がい者本人大会開催事業

知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。

カ. 心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰

内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を行う。

キ. 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業

知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。

ク. アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。

ケ. 精神障がい者地域移行サポート事業

地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。

コ. 精神保健福祉普及啓発事業

精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を実施する。

9. 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）

- (1) 平成 31 年度当初予算額：28,447 千円（増減なし）
- (2) 平成 30 年度当初予算額：28,447 千円
- (3) 事業の概要

就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、発達障がい者就労・生活支援員を1名ずつ配置（中部：0.5人役）し、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。

また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。

10. 地域生活支援事業（生活訓練事業）

- (1) 平成 31 年度当初予算額：4,165 千円（50 千円減）
- (2) 平成 30 年度当初予算額：4,215 千円
- (3) 事業の概要

障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。

ア. 視覚障がい者生活訓練事業

歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を圏域ごとに開催する。

イ. 中途失明者生活訓練事業

失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を圏域ごとに実施する。

ウ. 聴覚障がい者日常生活訓練事業

聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。

エ. オストメイト日常生活訓練事業

ストマ装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。

オ. 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。

カ. 在宅重度障がい者社会参加促進事業

筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。

キ. 日常生活訓練事業

身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。

1.1. 障がい者一般就労移行支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：2,499 千円（増減なし）

(2) 平成 30 年度当初予算額：2,499 千円

(3) 事業の概要

ア. 障がい者一般就労移行ネットワーク会議

障がい者の就労支援を効果的に推進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の地域の社会資源が連携し、各障がい保健福祉圏域における障がい者の就労支援ネットワークを構築する。

イ. 就労移行・定着支援セミナー開催事業

障がい者が円滑に職場に適用できるよう、障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図るため、就労移行・定着支援セミナーを開催する。

ウ. 実習受入謝金等の支給

障害福祉サービス事業所を利用する障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する。

エ. 研修受入謝金等の支給

県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所で研修派遣された場合の研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。

1.2. 農福連携推進事業

(1) 平成31年度当初予算額：15,647千円（1,024千円増）

(2) 平成30年度当初予算額：14,623千円

(3) 事業の概要

ア. 農家と就労系障害福祉サービス事業所の農作業受委託のマッチング

イ. 年間を通じて障害福祉サービス事業所に農作業を発注する農家グループに謝金を支給

ウ. 農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用を補助

エ. 農福連携による地域づくり事業

1.3. とっとりモデルの共同受注体制構築事業

(1) 平成31年度当初予算額：13,660千円（6,830千円減）

(2) 平成30年度当初予算額：20,490千円

(3) 事業の概要

平成29年度に策定した第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図るほか、ワークコーポとつとりを核とした中・西部での共同作業場の展開を図る。

※ワークコーポとっとり

単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置（全国初）。

ア. 共同作業場の運営

イ. 共同作業場の実習にかかる奨励金

1.4. 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

(1) 平成31年度当初要求額：8,095千円（1,225千円増）

(2) 平成30年度当初要求額：6,870千円

(3) 事業の概要

ア. 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度

就労系障害福祉サービス事業所の運転設備資金の無利子貸付制度の運用

イ. 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金

就労系障害福祉サービス事業所が新商品開発を行う場合の開発経費の助成

ウ. 障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金

県内の就労系障害福祉サービス事業所と連携し、新商品等の開発を行うあいサポート企業への助成

エ. 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業

アにより就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関に、運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成

1.5. 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：25,832 千円（781 千円減）

(2) 平成 30 年度当初予算額：26,613 千円

(3) 事業の概要

ア. 鳥取県障害者就労事業振興センターに事業コーディネーターを配置し、個々の事業所に合った支援を実施する。

イ. 共同作業場での施設外就労参加事業所のマッチング支援を実施する。

ウ. 共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。

エ. 日本財団モデル事業が中心となった工賃日本一ネットワーク協議会への運営支援を実施する。

1.6. あいサポート推進事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：13,331 千円(944 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額：14,275 千円

(3) 事業の概要

ア. あいサポート運動研修等事業

・あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修事業等を委託して実施。

イ. あいサポート運動の更なる推進事業

・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施

・あいサポート企業・団体認定制度

・障害者週間における啓発

・障がい者への理解促進公開講座の開催

・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催

ウ. 障害者差別解消法理解促進事業

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施
- エ. 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備
 - ・民間事業者が実施する合理的配慮に必要な経費を補助
- オ. あいサポート大使活用事業
 - ・県内の学校等に対して、あいサポート大使による講演を実施

17. 聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）

- (1) 平成31年度当初予算額：21,690千円(643千円減)
- (2) 平成30年度当初予算額：22,333千円
- (3) 事業の概要

県内3箇所を設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。

ア. 字幕入り映像の貸出事業

字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。

イ. 要約筆記者養成研修事業

要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。

ウ. 要約筆記者設置・派遣事業

主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。

18. 手話でコミュニケーション事業

- (1) 平成31年度当初予算額：95,345千円(4,886千円減)
- (2) 平成30年度当初予算額：100,231千円
- (3) 事業の概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。

ア. 手話の普及

ミニ手話講座の開催、手話サークルへの補助、手話啓発イベントへの補助、聴覚障がい者福祉研修会への補助

イ. 手話を使いやすい環境整備

ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス、音声文字変換システム、手話通訳者トレーナー、手話通訳者設置・派遣、手話通訳者養成研修等、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい対策、鳥取県手話施策推進協議会、と

つとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助、聴覚障がい者相談員設置事業、手話通訳者等派遣費の補助

ウ. コミュニケーション支援事業

障がい者の居場所づくりに対する支援、難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援

19. 全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 25,771 千円 (1,252 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 27,023 千円

(3) 事業の概要

若い世代である高校生をターゲットに、手話言語を使ったパフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話言語を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催する。

20. 視覚障がい者情報支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 54,608 千円 (843 千円増)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 53,765 千円

(3) 事業の概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次の事業を実施する。

ア. 視覚障がい者支援センター運営事業

視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、平成 29 年度に設置した「視覚障がい者支援センター」について、継続して運営する。

イ. 点字図書館運営費補助金

社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。

ウ. 点字・声の広報発行事業

県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・録音版を作成し、視覚障がい者に提供する。

エ. 点字による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報などの点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。

オ. 視覚障がい者情報アクセス向上事業

視覚障がい者にリサイクルパソコンを貸与し、パソコン講座を開催。携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などの情報媒体の活用に係る講座を開催。

カ. 情報アクセス・コミュニケーション研究会

情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者等と「情報アクセス・コミュニケーション研究会」を開催し、意見交換を行う。

2.1. 盲ろう者支援センター運営事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 38,569 千円(242 千円増)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 38,327 千円

(3) 事業の概要

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。

ア. 盲ろう者支援センター運営費

盲ろう者支援センターの運営(建物の賃借料、自動車のリース料等)

イ. 盲ろう者向け相談支援事業

盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。

ウ. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。

エ. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。

オ. 盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業

盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。

カ. ふうわの集い開催支援

2019ふうわの集い in とっとり(主催:2019ふうわの集い in とっとり実行委員会)の開催経費の一部を支援する。

2.2. 失語症者向け意思疎通支援者養成事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 2,170 千円(1,760 千円増)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 410 千円

(3) 事業の概要

失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成等を行う。

ア. 意思疎通支援者養成研修の実施

養成研修を実施し、失語症者向け意思疎通支援者を養成する。

イ. 指導者養成研修への派遣

失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者（2名）を派遣する。

23. ロービジョンケア推進事業

(1) 令和元年度6月補正予算額：6,176千円

(2) 事業の概要

視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人（ロービジョン者）が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。

ア. ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化

ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員（非常勤職員1名）を配置する。

イ. ロービジョンケア推進フォーラムの開催

ロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。

ウ. 眼科医等向けロービジョン講習会の開催

県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。

24. 鳥取県障がい者アート推進事業

(1) 平成31年度当初予算額：107,583千円（2,142千円増）

(2) 平成30年度当初予算額：105,441千円

(3) 事業の概要

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動のさらなる推進を図っていく。

また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

ア. 「あいサポート・アートセンター」の運営

平成30年12月に設置した障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を

運営する。

- ・常設展示、情報発信、相談支援、人材育成、普及啓発

※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）

イ. 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

ウ. 障がい者アート活動支援事業補助金

障がい者や障がい者が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。

- ・団体練習経費等補助 補助上限 20 万円
- ・個展等開催経費補助 補助上限 20 万円
- ・交流促進事業 補助上限 50 万円
- ・文化芸術鑑賞機会拡大事業 1/2 補助、補助上限 25 万円

エ. 「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭り」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。

オ. 「あいサポート・アートとっとり展」の開催

障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。

※エ及びオの事業については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京 2020 応援プログラム」の認証を目指す。

カ. 障がい者と健常者が共につくる芸術

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援し、「じゅう劇場」の取組を継続して県内全域に広めるとともに、海外にも積極的にPRする。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

キ. 知事連盟に係る連絡調整費

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

25. 障がい者が生きる喜びを表現するアートギャラリー推進事業

(1) 令和元年度6月補正予算額：1,700千円

(2) 事業の概要

多くの方が気軽に障がい者アートを楽しむ機会を創出し、障がい者アートに取り組む方々を応援していくことで、障がい者アートの更なる推進を図るため、障がいのある人の文化芸術作品を鑑賞できるアートギャラリーを県の指定ギャラリー「鳥取県はーとふるアートギャラリー」として認定する制度を創設する。

ア. 指定ギャラリー「鳥取県はーとふるアートギャラリー」認定制度の創設

イ. は一とふるアートギャラリー第一号認定セレモニー

※委託先：NPO法人アートピアとっとり

ウ. 障がい者アート展の開催

※委託先：NPO法人アートピアとっとり

2.6. アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 平成31年度当初予算額：3,881千円(14千円増)

(2) 平成30年度当初予算額：3,867千円

(3) 事業の概要

ア. 地域依存症対策推進委員会の開催

医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討

イ. 精神科医等による定例相談会の開催

精神科医等による依存症に関する定例相談会の開催(西部福祉保健局で実施)。

ウ. 家族教室の開催(予算は、「8. 地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)」で計上)

依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会を開催。

エ. 相談担当者研修会の開催

市町村担当課、相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催(中部・西部福祉保健局で実施)。

オ. 「アディクション・フォーラム in とっとり」の開催支援

アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発を図ることを目的として、様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。

カ. 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金

薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。

キ. 医療提供体制の整備(予算は、「3.1. アルコール健康障害対策事業」で計上)

依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症相談拠点・治療拠点機関」として指定するとともに相談支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、医療機関等を対象とした研修会の開催や情報発信等により、医療体制の充実及び依存症の普及啓発を行う。

ク. 依存症普及啓発リーフレットの改訂

既存の依存症普及啓発リーフレットの改訂を行う。

2.7. 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

(1) 平成31年度当初予算額：9,394千円（288千円減）

(2) 平成30年度当初予算額：9,682千円

(3) 事業の概要

精神科病院に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者に対して、退院意欲喚起に繋がる取組を行う。また、医療、保健、福祉等の関係機関との協議の場を通じて、圏域での課題等を整理・検討するとともに、精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援の仕組みを構築し、精神障がい者の地域移行・地域定着支援を促進する取組を行う。

ア. 地域移行推進会議、実務担当者会議の開催

①地域移行推進会議

各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。

②実務担当者会議

各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。

イ. ピアサポーターによる退院・退所支援

福祉保健局から依頼を受けて支援活動を行う。

入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援や、福祉保健局等が開催する交流会へ参加していただく。

地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。

ウ. 地域移行支援強化事業

①地域移行支援プロジェクト会議

全圏域における課題を整理する。

②地域移行支援強化研修会

退院支援に携わる専門職等のスキルアップ研修会を開催する。

エ. 地域と病院との交流

精神科病院入院患者と地域住民やボランティア（地域移行推進ボランティア等）との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。

オ. 精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業（西部圏域モデル事業）

①精神障がい者等に対する地域協働相談支援

精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働

支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。

②地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化

支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、同じ立場の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施する。

③地域で支える支援に対応した支援員の育成研修

精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修（OJT等）により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。

カ. 障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業

精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置。国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施。

2.8. 精神科救急医療体制整備事業費

(1) 平成 31 年度当初予算額：59,735 千円（増減なし）

(2) 平成 30 年度当初予算額：59,735 千円

(3) 事業の概要

夜間・休日において、緊急に医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院等に対応できる医療体制整備を行う。

ア. 精神科救急医療施設事業

圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師待機料及び空床確保料）

イ. 精神医療相談事業

圏域毎に精神科救急輪番病院において精神医療相談（電話・来所）体制整備に対する助成を行う。

ウ. 移送体制の整備及び運営

精神保健福祉法第 34 条に基づく患者移送において、精神保健指定医の同行が必要になった際の医等体制の整備及び運営を行う。

2.9. 鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：1,648 千円（増減なし）

(2) 平成 30 年度当初予算額：1,648 千円

(3) 事業の概要

鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会等、精神障がい者に対する正し

い理解・知識の普及啓発の取組に対し、必要な経費を助成し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。

3.0. てんかん対策推進事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：2,700 千円（増減なし）

(2) 平成 30 年度当初予算額：2,700 千円

(3) 事業の概要

「てんかん」のある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。

ア. てんかんのある方の支援者等研修事業

一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、「てんかん」に対する理解を促進すると同時に、「てんかん」のある方に対する支援の手法を学ぶための研修を実施する。

イ. てんかん地域診療連携体制整備事業

鳥取大学医学部附属病院を「てんかん診療拠点機関」として指定し、てんかん診療拠点機関を中心とした診療ネットワークを構築する。また、診療支援コーディネーターを配置し、当事者等への相談支援や県内の医療機関への助言・指導等を行う。

3.1. アルコール健康障害対策事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：15,030 千円（195 千円増）

(2) 平成 30 年度当初予算額：14,835 千円

(3) 事業の概要

鳥取県アルコール健康障害対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法の基本理念等へのとおり、アルコール健康障害について県民に普及啓発を図るとともに、アルコール健康障害対策を計画的に推進する。

ア. アルコール健康障害・薬物依存症支援拠点の設置

依存症専門医が在籍する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」、「薬物依存症支援拠点」として指定するとともに相談支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座等を開催し依存症の普及啓発を行う（委託先：医療福祉センター渡辺病院）。

イ. 各保健所圏域における研究会の開催

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する。

ウ. 啓発フォーラムの開催

法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。

エ. かかりつけ医等の依存症対応力向上事業

一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。

オ. 研修受講

多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。

カ. 鳥取県アルコール健康障害対策会議

学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。

キ. 普及啓発相談員

アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと共同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。

ク. アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業（予算は、「8. 地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）」で計上）

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。

3.2. 就労継続支援事業所体制強化事業

(1) 令和元年度度6月補正予算額：4,359千円

(2) 事業の概要

重度、精神障がいの方等で利用日数や利用時間の短い障がい者が安心して通い続け、知識や能力向上を図るため、事業所の安定運営に向けた経営相談、事業所の利用者の特性に応じた作業のコーディネートを行うためのコーディネーターを鳥取県障害者障害者就労事業振興センターに配置するとともに、事業所の利用率の向上に資する複数の取り組みを支援する。

ア. コーディネーターの配置

イ. 障がい福祉サービス事業所利用率向上補助金

利用日数や利用時間の少ない利用者の利用率向上に資する複数の取り組みに係る経費の助成

2 子ども発達支援課

1. 医療的ケア児者受入環境整備事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 14,701 千円(388 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 15,089 千円

(3) 事業概要

ア. 障がい児者在宅生活支援事業

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による給付の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。

(ア) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者を受け入れるため、看護師等を配置した事業所に対して、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を補助する。

(イ) 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者を受け入れるため、看護師等を配置した事業所に対して、医療機器等の購入に係る経費を補助する。

(ウ) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳(聴覚機能障害)の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器等(FM補聴システムを含む)の購入費を補助する。

(エ) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障害者支援施設等に入所している障がい児者に対して、一時帰宅中の障害福祉サービスの利用経費を補助する。

(オ) 家庭外看護師派遣支援事業

日常的に医療的ケアを要する障がい児者が家庭外で4人以上集まり活動する場合において、看護師派遣に必要な経費を補助する。

(カ) エアーマットレスレンタル助成事業

体位変換に常時介助を要する在宅の重症心身障がい児者等に対して、エアーマットレスのレンタル費用を補助する。

(キ) 重度障がい児者地域移行推進事業

入院又は入所中の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、地域移行につなげるためのグループホーム等での生活体験を実施する事業所に対して、必要な経費を補助する。

(ク) 入院時等付添依頼助成事業

常時の付き添いが必要な重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外に付き添いを依頼した場合の必要経費を補助する。

(ケ) 家庭内排痰補助装置助成事業

常時又は随時排痰を行うことが必要な在宅の障がい児者に対して、家庭内への排痰補助装置の配置経費について補助する。

イ. 医療的ケア児等コーディネーター養成事業

医療的ケアを要する障がい児者や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等に対する総合的な支援の調整を適切に行う人材（医療的ケア児等コーディネーター）を養成するための研修会を実施する。

ウ. 医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業

医療的ケア児や難病児、重症心身障がい児及びその兄弟姉妹を対象としたキャンプ等を行う。キャンプ等を通して、社会参加や新たな出会い・成長（自立）を実感してもらうとともに、保護者の身体的負担軽減を図り、保護者同士の横のつながりの場を提供する。また、医療的ケア児等に対する県民への理解啓発の機会とする。

2. 障がい児者事業所職員等研修事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：764 千円（22 千円減）

(2) 平成 30 年度当初予算額：786 千円

(3) 事業の概要

研修の企画、開催、講師等への謝金等の支払

ア. 事業所職員研修

・重症心身障がい児者事業所職員研修

事業者を対象に重症心身障がい児者についての基礎的な研修を行い、事業所での受け入れを検討してもらうとともに、支援者のスキルアップを図る。

・発達障がい児者事業所職員研修

事業者を対象に発達障がい児者についての基礎的な研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

・医療的ケア児事業所職員研修

事業者を対象に医療的ケア児について基礎的な研修を行い、事業所での受け入れを検討してもらうとともに、支援者のスキルアップを図る。

・リハビリテーション関連事業所職員研修

リハビリテーションに関わる事業者を対象に研修を行い、各圏域における現状・課題を整理し、支援機関同士の連携や役割を明確にして、今後の支援の充実を図る。

・放課後等デイサービス事業所運営充実研修

放課後等デイサービス事業所の環境・体制整備、運営方針の設定・見直し、他機関との連携、職員の知識・技術の向上など、事業を円滑に進めるための運営に関する研修を開催し、支援

内容の充実を図る。

3. 発達障がい者支援体制整備事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額 : 5,343 千円 (2,967 千円減)
- (2) 平成 30 年度当初予算額 : 8,307 千円
- (3) 事業の概要

発達障がい児者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。

ア. 発達障がい者支援体制整備検討委員会

福祉、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、本県の発達障がいに係る支援体制整備への指導、助言を実施。

イ. ペアレントメンターに係る事業

平成 22 年度に養成した発達障がい者の家族の相談者となるペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者）の活用を進め、発達障がい者の家族支援体制整備の強化を図る。

ウ. ペアレント・トレーニング普及推進事業

発達障がい児の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを、県立療育施設や市町村等で実施できるよう、ファシリテーター養成の講習会を実施する。

エ. 発達障がい者相談支援人材養成事業

思春期から青年期の発達障がい児者の相談・支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。

オ. 発達障がい者地域支援マネージャー配置事業

(旧事業名 発達障がい地域生活充実事業から組み替え)

鳥取療育園に「発達障がい者地域支援マネージャー」を配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

4. 発達障がい情報発信強化事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額 : 2,046 千円 (16 千円増)
- (2) 平成 30 年度当初予算額 : 2,030 千円
- (3) 事業の概要

発達障がい児者及び保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）並びに県民への発達障がいに関する理解啓発を行い、本人・保護者が地域で安心・安全に暮らせる体制を推進する。

ア. 発達障がい職場出前講座の実施

イ. リーフレットの作成、配布

- ・理解啓発用リーフレット配布
- ・発達障がいハンドブック配布

ウ. 平成31年度発達障害啓発週間イベントの実施

国連が定める世界自閉症啓発デー（4／2）及び、厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4／2～4／8）を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与する事を目的とする。

5. 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

（1）平成31年度当初予算額：13,312千円（5,264千円減）

（2）平成30年度当初予算額：18,576千円

（3）事業の概要

医療的ケアを要する重度障がい児者及び家族が、安心して地域生活を送るためには医療機関の関わりが不可欠であるため、医療機関が実施する「医療型ショートステイ（医療型短期入所・障害者総合支援法上の障害福祉サービス）」の県内の実施体制の充実を図るとともに、医療型ショートステイ利用時の利用者に対する支援の充実を図る。

ア. 医療型ショートステイ事業

医療機関が医療型ショートステイに取り組みやすい環境整備を目的として、医療機関が医療型ショートステイにより医療的ケアを要する重度障がい児者を受け入れた場合、診療報酬と医療型ショートステイの差額等を助成する。

イ. ヘルパー派遣事業

家族がより安心して医療型ショートステイを利用できるよう、家族に代わって重度訪問介護事業所等のヘルパーが利用者につき添い、見守り等を行う経費を助成する。

6. 小児・医療的ケア児等に係る人材確保事業

（1）平成31年度当初予算額：1,587千円（493千円増）

（2）平成30年度当初予算額：1,094千円

（3）事業の概要

医療的ケアを要する障がい児者、重症心身障がい児者を受け入れる事業所等の拡大を目的として、福祉人材を確保するため県内外でのPR、理解・啓発事業を実施する。

ア. 障がい福祉の職場見学ツアー

県内外からの福祉人材の確保を目的として、県内で職員採用を検討されている施設・事業所等を訪問する職場見学ツアーを実施する。

イ. 医療的ケア児等に係る理解・啓発

県内の看護学校で医療的ケアを要する障がい児者についての講義を実施する。また、事業所に従事する看護職員による仕事のやりがい等現場の声を直接聞く機会を設けることで、医療的ケアを要する障がい児者に対する理解・啓発を図るとともに、障がい福祉分野への就業意欲を高める。

7. 医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業

(1) 平成 31 年度当初予算額：5,862 千円

(2) 平成 30 年度当初予算額：－ 千円

(3) 事業概要

ア. 医療的ケア児等の在宅支援を担う医師等多職種連携養成研修事業

医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設（博愛こども発達・在宅支援クリニック）の医師等が、医療的ケアに係る技能、NICU からの在宅移行並びに在宅支援に必要な能力を有する医師、看護職員、ソーシャルワーカー等の人材育成を図る。

イ. 医療的ケアを必要とする障がい児のための医師等による巡回指導事業

医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、医療的ケア児等を受け入れている事業所等を巡回し、事業所の職員に対して医療的ケア児等に対する支援方法、医療機器の使用法、緊急時対応に係る体制整備等について指導する。

ウ. 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業

医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の日中における居場所の確保及びその家族のレスパイトケアを目的として、拠点施設の空床を利用して当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。

3 スポーツ課

1. 生涯スポーツ推進事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額 : 5,766 千円 (5,523 千円増)
- (2) 平成 30 年度当初予算額 : 243 千円
- (3) 一部事業を除いて他事業 (障がい者スポーツ促進事業) からの組替
- (4) 事業の概要

ア. 江原道との障がい者スポーツ交流事業

韓国江原道とスポーツ交流することにより、相互理解と友好を深め本県の障がい者スポーツの一層の発展を図る。

イ. 障がい者スポーツ指導員養成事業

ウ. スポーツ教室開催事業

エ. スポーツフェスティバル開催事業

オ. タンデム自転車で走ろう！事業

2. 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額 : 6,884 千円 (3,514 千円増)
- (2) 平成 30 年度当初予算額 : 3,370 千円
- (3) 事業の概要

ア. 「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」への開催支援

障がいのある人もない人も体力に応じて参加できる「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」の開催に係る補助を行う。

イ. 「全国ろうあ者体育大会」への開催支援 (新規)

2019 年に鳥取県で開催される第 53 回全国ろうあ者体育大会の大会開催費を支援する。

3. 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会派遣等事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額 : 16,886 千円 (541 千円増)
- (2) 平成 30 年度当初予算額 : 16,345 千円
- (3) 事業の概要

ア. 全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣

全国障害者スポーツ大会へ個人・団体・オープン競技に出場する選手を派遣する。

イ. 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選大会への派遣

全国障害者スポーツ大会に出場する中四国ブロック代表チームを決定するための予選会に県代表チームを派遣する。

ウ. 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選大会の開催

※今年度開催なし

エ. 個人競技選手選考会の開催

全国障害者スポーツ大会個人競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。

オ. オープン競技選手選考会の開催

全国障害者スポーツ大会オープン競技への出場選手を決定するための選考会を開催する。

カ. 鳥取県選手団強化練習会の開催

鳥取県代表選手の強化練習会を開催する。

4. スポーツ推進基盤運営費

(1) 平成31年度当初予算額：47,987千円（14,486千円増）

(2) 平成30年度当初予算額：33,501千円

(3) 事業の概要

鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業

県内における障がい者スポーツの普及と振興のため、鳥取県障がい者スポーツ協会の運営等に係る補助を行う。

5. 東京オリ・パラターゲット競技事業

(1) 平成31年度当初予算額：31,447千円（6,812千円増）

(2) 平成30年度当初予算額：24,635千円

(3) 事業の概要

既に国内外の競技会等で好成績を収めており東京オリンピック・パラリンピック日本代表になり得る可能性が極めて高い県内選手を対象として、合宿、遠征等に係る経費を支援する。

6. 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業

(1) 平成31年度当初予算額：7,270千円

(2) 平成30年度当初予算額：8,000千円

(3) 事業の概要

障がい者スポーツを支える人材を育成し、障がい者一人ひとりがスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。また、2020年の開設を目指す障がい者スポーツ拠点の運営に必要な準備を進める。

ア. 障がい者スポーツを支える人材の育成・活用

(ア) 障がい者スポーツの指導員の育成

対象者の拡大や研修内容の充実を図ることにより、幅広く障がい者スポーツの指導員の人材育成を行う。

(イ) 障がい者スポーツの指導員の活用

人材バンクに登録した障がい者スポーツの指導員が行う地域活動やスポーツ教室でのスポーツ指導の補助活動等を支援する。

イ. 障がい者スポーツ拠点の開設準備

(ア) アドバイザー派遣

専門家派遣による新たな拠点運営に向けたサポート体制等を構築する。

(イ) 拠点施設の開設準備

拠点施設の開設に必要な諸準備を行う。

(ウ) 拠点施設までの移動手段の検証

特別支援学校や作業所と布勢総合運動公園間のUDタクシーのモデル運行による移動手段の検証を行う。

ウ. 運動・スポーツを始める又は続けるための環境づくり

(ア) 特別支援学校での運動・スポーツ機会の提供

全県展開を見据えた地域単位でのスポーツ普及のモデルとして、特別支援学校等でのスポーツ指導の取組を進める。

4 特別支援教育課

1. 特別支援教育専門性向上事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額：12,550 千円（8,678 千円減）
- (2) 平成 30 年度当初予算額：21,228 千円
- (3) 事業の概要

発達障がいのある児童生徒等の増加に対応し、適切な指導・支援の充実が求められている。小・中・高等学校等において、一貫した支援を行うために早期からの指導・支援の充実を図るとともに、特別支援教育の総合的な推進体制の整備の充実を図るための支援を行う。

ア. 通級による指導のための支援体制整備事業

通級による指導担当教員に対する研修を行う。

※参考：通級指導教室在籍者数の推移（基準日 5 月 1 日）

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 在籍者数(人) | 384 | 441 | 449 | 497 | 617 |

イ. LD等専門研修派遣

教員を大学に派遣し、LD等の障がいのある児童生徒への専門的指導法等の知識を持つ教員を養成する。

ウ. LD等専門員の活動充実事業

LD等専門員の専門性向上と学校等への相談活動を充実させる。

エ. 大学等長期派遣事業

各種講座や研究機関等へ派遣し、教職員の資質・指導力向上を図る。

オ. 理療科・寄宿舍充実事業

県内で設置が少数の教育資源分野（理療科・寄宿舍）について、専門性向上のための研修を行う。

カ. 医療的ケア専門性向上事業

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し研修を行う。

キ. 特別支援学校教育職員免許保有率向上事業

特別支援学校教諭免許状取得のため、免許法認定講習の開催及び放送大学受講助を行う。

ク. 文部科学省受託事業として、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うための実践的な研究等に取り組む。

ケ. 【臨時】特別支援教育の手引き作成事業

新学習指導要領に対応し、小中学校における特別支援教育のガイドラインとなる「特別支援教育の手引き」を作成して全県の小中学校に配布する。併せて、教職員に向けた手引き活用

説明会を開催する。

2. 切れ目ない支援体制充実事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額：4,117 千円（1,391 千円減）
- (2) 平成 30 年度当初予算額：5,508 千円
- (3) 事業の概要

インクルーシブ教育システムの構築に向けて体制整備の充実を図るために、県立特別支援学校に外部専門家を配置するなどして特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、市町村における一貫した支援体制の充実を図るための研修会を開催する。

ア. 特別支援学校センター的機能充実事業

特別支援学校に外部専門家（P T：理学療法士、O T：作業療法士、S T：言語聴覚士、視能訓練士）を配置し、学校教職員の専門性向上を進めるとともに、自校及び地域内の小中学校等への助言機能の向上をめざし、地域内のセンター的機能を強化を図る。（鳥盲、鳥聾、鳥養、白兔・倉吉・県立米子養護）

イ. 発達障がい理解促進のための教職員研修

県内小学校を中心に、教職員が障がいのある児童の特性に応じた必要なコミュニケーションや指導支援を行うことができるよう、教職員研修を行う。

ウ. 福祉セミナーの開催

在学中から福祉サービスの概要の周知と活用を促進し、圏域ごとに在学中から福祉サービスを利用しやすくなるよう、顔が見える関係を作るため、福祉セミナーを開催する。

3. 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

- (1) 平成 31 年度当初予算額：26,264 千円（779 千円減）
- (2) 平成 30 年度当初予算額：27,043 千円
- (3) 事業の概要

障がいのある生徒の「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、特別支援学校生徒の企業等への就労促進を目指した特別支援教育の充実及び関係機関と連携した支援体制の構築を計る。

ア. 就労定着支援員事業

知的障がい者等の就労に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として 6 名配置し職場開拓や定着支援等の就労促進を行う。

イ. 就労促進セミナー事業

一般企業等に進路に向けた取組等を公開することで、特別支援教育に対する理解及び障がい者の就労促進を目指し、併せて生徒・保護者の「働きたい」「働いてほしい」という意欲

を高める。

ウ．県版特別支援学校技能検定実施事業

特別支援学校の生徒が身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価し、認定する「県版特別支援学校技能検定」を実施する。(清掃部門、喫茶部門)

エ．職業教育スキルアップ事業

特別支援学校教員 1 名をジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の現場実習や進路指導の質の向上を図る。

4. 特別支援学校児童生徒通学等支援事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 201,293 千円 (5,986 千円増)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 195,307 千円

(3) 事業の概要

県立特別支援学校の児童生徒の通学に対して支援する。また、将来的な社会自立を目指すため、通学の間を活用し、自力で行動できる力を養うための支援を行う。

ア．県立特別支援学校通学バス運行管理事業

県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。鳥取養護学校の通学バス老朽化に伴い、通学バス 3 台を更新する。

イ．特別支援学校児童生徒通学等支援事業

県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。

5. 特別支援学校における ICT 教育充実事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 2,277 千円 (29 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 2,306 千円

(3) 事業の概要

ICT (情報通信技術) を活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる学習指導を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を活用できる力を育てる。

ア．知的障がいのある児童生徒の情報モラル教育推進事業

知的障がいのある児童生徒がインターネット等を適切に活用できるようにするための情報モラル教育について、専門性の高い講師を招いて教職員研修と授業実践を行う。

イ．特別支援学校 ICT 支援員派遣事業

ICT活用の充実を図るため、各学校の教員への機器活用支援や教材作成の支援等を民間に委託する。

6. 手話で学ぶ教育環境整備事業

(1) 平成31年度当初予算額：14,411千円（544千円増）

(2) 平成30年度当初予算額：13,867千円

(3) 事業の概要

鳥取聾学校をはじめ、ろう児が通学する学校（以下「鳥取聾学校等」という。）におけるろう児・保護者等への情報提供などの支援の充実や教職員等の手話技術の向上を図るため、手話講座の開催、手話通訳者の派遣を充実させるとともに、教職員への手話技能検定の検定料及び通信教育の受講料の助成を行う。

ア. 聴覚障がい基礎研修会の開催

初任者・転入職員対象の研修会を開催する。

イ. 手話講座の開催

鳥取聾学校教職員及び寄宿舍指導員対象の手話講座を開催する。

ウ. 聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催

聴覚障がい教育に関する専門性向上のための専門研修会を開催する。

エ. 手話講座等への参加経費の補助

教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費を助成する。

オ. 教職員の手話技能検定助成制度

教職員の手話検定料及び通信教育受講料を補助する。

カ. 手話通訳者の派遣

校内研修会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。

また、学校教育でろう及び手話への理解を深めるため、ろう及び手話に関する知識・技能の習得の促進を図るとともに手話に関する教育面の環境整備の充実を図る。

ア. 手話学習教材の配付

手話ハンドブック（小学校新1年生分）及び手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」（中学校1年生分）を増刷・配布する。

イ. 手話普及支援員派遣事業

手話普及コーディネーター（東部、西部に非常勤職員各1名配置）を配置し、手話普及支援員を派遣した手話学習の促進を行う。

ウ. 聾学校幼児児童生徒との交流学习

鳥取聾学校と他校との交流学习を実施する。

エ. 鳥取聾学校教職員による出前講座の開催

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催する。

7. 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業

(1) 平成 31 年度当初予算額 : 2,907 千円 (15 千円減)

(2) 平成 30 年度当初予算額 : 2,922 千円

(3) 事業の概要

特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。

ア. 文化芸術活動推進事業

平成30年6月13日に公布された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、文化芸術活動を通じた幼児児童生徒の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、活動推進及び人材育成を行う。

- ・各学校の独自性を活かした文化芸術活動
- ・文化芸術活動をとおした交流及び共同学習
- ・文化芸術活動を推進する人材育成

イ. 運動スポーツ活動交流推進事業

琴の浦高等特別支援学校と他県の特別支援学校や定時制高等学校との部活動交流により実施することで、競技力の向上並びに意欲及び態度の育成を図る。

8. 県立特別支援学校早朝・医ケア子ども教室

(1) 平成 31 年度当初要求額 : 16,729 千円 (1,641 千円増)

(2) 平成 30 年度当初要求額 : 15,088 千円

(3) 事業の概要

ア. 早朝子ども教室

地域住民や保護者 OB 等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻（午前 9 時前）までの早朝時間帯の子ども達の居場所となる早朝子ども教室を開設し、児童生徒の活動支援や見守りを行う（鳥取養護、倉吉養護、米子養護、皆生養護（新規））。

イ. 医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室

医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所を確保するため、福祉保健部が実施を予定している放課後等デイサービス事業の体制が整うまでの 2 年間（平成 30～31 年度）の暫定措置として、鳥取養護学校において、看護師を配置した放課後子ども教室を開設し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。

9. 病気療養児の遠隔教育支援事業

- (1) 平成 31 年度当初要求額 : 6,648 千円 (6,648 千円増)
- (2) 平成 30 年度当初要求額 : 0 千円
- (3) 事業の概要

同時双方向で通信ができる I C T 機器及びロボット「OriHime」を常時病気療養児が在籍する病弱教育の特別支援学校及び院内学級設置学校へ配備したり、一定期間入院や自宅療養する公立学校の児童生徒に必要なに応じて貸し出したりすることにより、病室や自宅で「OriHime」を介して本人と学校をつなぐ遠隔授業を実施し、日常的に仲間と会話したり一緒に活動に参加したりして、学習の充実、集団で学ぶ環境の保障及び円滑な復学につなげる。

※分身ロボット「OriHime」について

カメラ・マイク・スピーカーが搭載されている上半身人型のロボット。インターネットを通して操作し、手を挙げる、首を振る等の動作、音声出力等が可能。モニターが付いていないため、使用者は周りの環境や自身の姿を気にすることなく使用することができる。

